

社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程
(平成29年1月17日規程第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員及び評議員等の報酬等に関する必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員並びに定款第34条に定める部会又は委員会の委員及び評議員選任・解任委員会の委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

2 会長には、報酬及び賞与を支給する。

3 役員(会長を除く。)が法人業務を行う場合及び評議員がその職務のため評議員会等に出席したとき並びに部会又は委員会の委員(職員を除く。)が職務のため委員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員会の委員(職員を除く。)が職務のため委員会に出席したときには、報酬を支給する。

(会長の報酬)

第4条 会長は非常勤とし、報酬の月額を下諏訪町行政職給料表2級再任用職員の給料月額以内とし、変更が生じる場合は評議員会で定める。

(会長の賞与)

第5条 会長の賞与は、年間2月以内とする。

(会長を除く役員等の報酬)

第6条 役員等の報酬額は別表のとおりとする。

2 年額又は月額をもって定めた報酬を受ける者が、年又は月の途中で退任又は死亡した場合には、日割りをもって計算し支給する。

3 日額で支給することとされている者の報酬については、この規定にかかわらず2時間以内の業務等は半額とする。

4 副会長及び監事が法人業務のため、1日4時間を超えて法人業務に出席した場合は、第1項の規定にかかわらず1時間1,500円とする。

(報酬等の支給制限)

第7条 本会の財政状況及び地域の事情等によっては、報酬を減額又は支給しないことができる。

(報酬等の支給方法)

第8条 会長の報酬等の支給は、本会給与規程(平成26年規程第1号)を準用する。

2 役員等(会長を除く。)の報酬の支給は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令等の定める控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、役員にかかわる規定は、平成29年6月に招集される最初の定時評議員会の終結した後の最初の法人業務の日から適用する。
- 2 改正後の社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬等に関する規程の規定は、この規程の施行の日から適用し、同日前の社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会役員、評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程を適用して支払われる報酬及び費用弁償は、従前の例による。
- 3 社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会役員、評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成26年規程第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役員及び評議員等の報酬表

(単位 円)

役 職 名 等	報 酬		
	年 額	月 額	日 額
理 事（会長を除く）			6, 100
監 事			6, 100
評 議 員			6, 100
部会又は委員会の委員 （職員を除く）			6, 100
評議員選任・解任委員 （職員を除く）			6, 100